

## 第2章 歯学教育に関する基準



## 第2章 歯学教育に関する基準

本章においては、評価において欠かせない評価基準について説明します。評価対象となる歯学教育（学士課程）を担う歯科大学又は総合大学の歯学部（以下「歯科大学・歯学部」という。）は、本基準を使用し自己点検・評価を行い、評価者は本基準を用いて評価を実施します。従って、大学及び評価者ともに、本基準について理解することが重要です。

### 1 基準の構成

#### (1) 大項目

「歯学教育に関する基準」は、以下の5つの大項目により構成されています。

1 使命・目的	2 教育の内容・方法・成果
3 学生の受け入れ	4 教員・教員組織
5 自己点検・評価	

#### (2) 「本文」及び「評価の視点」

大項目ごとに、「本文」及び「評価の視点」で構成されています。

「本文」	その大項目の趣旨を定めたもので、歯学教育（学士課程）に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに各歯科大学・歯学部が独自に設けた目的を実現するために必要な内容を示しています。
「評価の視点」	「本文」の趣旨を踏まえ、①各歯科大学・歯学部が点検・評価活動を行う際、②本協会が評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものです。

自己点検・評価を行う際にも、評価を行う際にも、個々の「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の関連性等に十分な注意を払うことが求められます。

大学及び評価者は、必ず評価基準を熟読し、評価基準で求められている趣旨を理解したうえで、自らの取組みにあてはめて点検・評価する、評価資料から評価対象の取組みを読み取って評価するようになしてください。

（評価基準の概要、構成については、「歯学教育に関する基準」（資料1）の冒頭にも「歯学教育に関する基準について」として記載しています。必ず読むようにしてください。）

<例示>

大項目名 歯学教育に関する基準 令和〇年〇月〇日決定

1 使命・目的

歯科医師は、「歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保する」（歯科医師法第1条）という責務を負っている。・・・  
(以下、省略)・・・・・・・・・・

「本文」

○ 評価の視点

項目		「評価の視点」	評価の視点
使命・目的	1-1		歯学教育（学士課程）が担う基本的使命及び当該歯学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育（学士課程）の目的を設定していること。
	1-2		歯学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。

「評価の視点」には、複数の項目が設けられている。  
自己点検・評価を実施する際には、項目ごとに、評価の視点を踏まえて現状の説明等を記載する。  
評価においては、分科会では項目ごとに概評・提言を報告書に記載し、評価結果では項目ごとに概評を記載し、大項目ごとに提言を記載する。

## 2 基準の理解を補助する資料

「歯学教育に関する基準」について、より実質的な自己点検・評価を行えるよう、評価基準に関して歯科大学・歯学部における具体的な取組みをイメージするための手がかりとなるキーワードを示した資料として「歯学教育に関する基準」における「評価のポイント」について（資料2）を作成しています。歯科大学・歯学部においては、「評価のポイント」を手がかりとし、自らの教育研究活動を点検し、その適切性を評価してください。

ただし、「評価のポイント」で示している事項は、「点検・評価報告書」の作成にあたり最低限必要な情報になります。従って、「評価のポイント」に示された事項のみを記述しても、それは歯科大学・歯

学部の現状を説明するには十分ではありません。それぞれの教育活動等における工夫、特色ある取組みの展開については、各自の判断で自己点検・評価に加えていく必要があります。(詳細は、資料2の冒頭を参照)

### 3 基準を用いた評価について

「歯学教育に関する基準」を用いて評価を行った結果として、評価結果には、各評価の視点の評価内容は「概評」に記述します。また、以下の表に従い、必要に応じて「提言」として取り上げます。評価結果には、基準の大項目内の項目ごとに「概評」を記述し、大項目ごとに「提言」を記述します。(詳細は第4章「評価者による評価作業」を参照してください)。

提言の種類	内容
長 所	他大学の模範・参考となるような卓越した取組み
特 色	当該大学ならではのユニークな取組み
検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題
是正勧告	必ず是正することが求められる重大な問題

評価結果においては、基準に適合しているか否かの最終的な判定を記述します。その際には、上記の提言のうち、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行います。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、歯学教育(学士課程)としての質に重大な問題があると判断された場合、基準に適合していないと判定されることとなります。